

訓令甲第19号

警視庁大規模災害対策委員会規程を次のように定める。

平成28年6月1日

警視総監 高橋 清孝

警視庁大規模災害対策委員会規程

(設置)

第1条 警視庁本部に、警視庁大規模災害対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、大規模な災害が発生した場合における警備計画を策定し、効果的な災害対策を推進することを任務とする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、参与及び委員をもって組織し、その構成は、別表第1の「警視庁大規模災害対策委員会構成表」のとおりとする。

(運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- 4 委員長は、審議事項に係る副委員長、参与及び委員のみを招集して委員会を開催することができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、東京都警察情報通信部の職員その他委員以外の者に対し、委員会への出席を求めて、その意見を聴くことができる。
- 6 委員長は、委員会開催時において委員に事故があるときは、代行者を出席させるものとする。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の審議事項に関する調査研究に当たるものとする。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は、別表第2の「警視庁大規模災害対策委員会幹事会構成表」のとおりとする。

- 4 幹事長に事故があるときは、副幹事長が幹事長の職務を代理する。
- 5 幹事長は、委員長命により、又は必要に応じて幹事会を招集する。
- 6 幹事長は、調査研究の内容に係る副幹事長及び幹事のみを招集して幹事会を開催することができる。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、東京都警察情報通信部の職員その他幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めて、その意見を聴くことができる。
- 8 幹事長は、幹事会開催時において幹事に事故があるときは、代行者を出席させるものとする。
- 9 幹事長は、幹事会を開催した都度、その結果を委員長に報告しなければならない。

(対策部会)

第6条 幹事会に対策部会を置く。

- 2 対策部会は、最高警備本部を構成する幕僚の所掌事務について調査研究及び検討を行うものとする。
- 3 対策部会は、部会長及び部会員をもって組織し、その構成は、別表第3の「警視庁大規模災害対策委員会幹事会対策部会構成表」のとおりとする。
- 4 部会長は、幹事長命により、又は必要に応じて対策部会を招集する。
- 5 部会長は、対策部会を開催した都度、その結果を幹事長に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の事務局は、警備部災害対策課に置く。

- 2 対策部会の事務局は、部会長の所属に置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

(廃止規定)

- 2 警視庁大震災対策委員会規程（平成23年9月30日訓令甲第14号）は、廃止する。

別表第1

警視庁大規模災害対策委員会構成表

委員長	副総監	
副委員長	警備部長 交通部長 地域部長	
参 与	各部の参事官 第一方面本部長 犯罪抑止対策本部副本部長 人身安全関連事案総合対策本部副本部長 オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部副本部長	
委 員	警備部	警備第一課長 警備部理事官（警備実施計画） 警備第二課長 災害対策課長 警衛課長 警護課長 第一機動隊長
	総務部	企画課長 文書課長 情報管理課長 広報課長 会計課長 用度課長 装備課長 施設課長 留置管理第一課長 留置管理第二課長
	警務部	人事第一課長 厚生課長 健康管理本部長
	交通部	交通総務課長 交通執行課長 交通規制課長 交通管制課長 駐車対策課長 第一方面交通機動隊長 高速道路交通警察隊長
	地域部	地域総務課長 地域指導課長 通信指令本部長 第一自動車警ら隊長 鉄道警察隊長 航空隊長
	公安部	公安総務課長 外事第一課長
	刑事部	刑事総務課長 鑑識課長
	生活安全部	生活安全総務課長 生活環境課長 少年育成課長
	組織犯罪対策部	組織犯罪対策総務課長
	警察学校	庶務部長
	方面本部	各方面本部長（第一方面本部長を除く。）
	犯罪抑止対策本部	理事官（犯罪抑止対策官）
	人身安全関連事案総合対策本部	理事官（人身安全関連事案対策官）
	オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部	理事官（オリンピック・パラリンピック総合対策官）

別表第2

警視庁大規模災害対策委員会幹事会構成表

幹事長	災害対策課長	
副幹事長	警備部理事官（危機管理対策官 災害対策） 交通部理事官（都市交通対策官） 地域部理事官（地域制度）	
幹事	警備部	警備第一課課長代理（警備企画 機動隊） 危機管理室長 警備第二課課長代理（警備調査 警備装備） 災害対策課課長代理（災害対策 地域防災 災害警備） 特殊救助隊長 警衛課課長代理（第一警衛） 警護課課長代理（第一警護） 第一機動隊副隊長
	総務部	企画課課長代理（庶務 企画） 文書課課長代理（文書） 情報管理課課長代理（情報管理） 広報課課長代理（第一広報） 会計課課長代理（予算） 用度課課長代理（物品管理） 装備課課長代理（装備） 通信管理運用センター所長 施設課課長代理（計画） 留置管理第一課課長代理（管理） 留置管理第二課課長代理（管理）
	警務部	人事第一課課長代理（庶務） 厚生課課長代理（福利） 健康管理本部保健科長
	交通部	交通総務課課長代理（交通企画） 交通執行課課長代理（執行） 交通規制課課長代理（災害交通対策） 交通管制課課長代理（信号機施設管理） 交通管制センター所長 駐車対策課課長代理（駐車対策） 第一方面交通機動隊副隊長 高速道路交通警察隊副隊長
	地域部	地域総務課課長代理（地域企画 地域安全 機動警ら） 地域指導課課長代理（実務指導） 通信指令本部指令計画課長 第一自動車警ら隊副隊長 鉄道警察隊副隊長 航空隊副隊長
	公安部	公安総務課課長代理（庶務） 外事第一課課長代理（外事）
	刑事部	刑事総務課課長代理（刑事企画） 鑑識課課長代理（検視）
	生活安全部	生活安全総務課課長代理（生活安全企画） 生活環境課課長代理（第一環境） 少年育成課課長代理（環境）
	組織犯罪対策部	組織犯罪対策総務課課長代理（組織犯罪対策企画）
	警察学校	庶務部管理官
	方面本部	各方面本部管理官（警備）
	犯罪抑止対策本部	管理官（犯罪抑止対策）
	人身安全関連事案総合対策本部	管理官（総務）
	オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部	管理官（総務）

別表第3

警視庁大規模災害対策委員会幹事会对策部会構成表

部 会 別	部 会 長	部 会 員
警備部	災害対策課課長代理（災害対策）	幹事の属する所属の職員の中から部会長が指定するもの
総務部	企画課課長代理（庶務）	
警務部	人事第一課課長代理（庶務）	
交通部	交通規制課課長代理（災害交通対策）	
地域部	地域総務課課長代理（地域企画）	
公安部	公安総務課課長代理（庶務）	
刑事部	刑事総務課課長代理（刑事企画）	
生活安全部	生活安全総務課課長代理（生活安全企画）	
組織犯罪対策部	組織犯罪対策総務課課長代理（組織犯罪対策企画）	
警察学校	庶務部管理官	
方面本部	各方面本部管理官（警備）	
犯罪抑止対策本部	管理官（犯罪抑止対策）	
人身安全関連事案総合対策本部	管理官（総務）	
オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部	管理官（総務）	